

令和6年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市湯谷荘の管理運営費	長寿社会課

[単位:千円]

限度額	期間	財源内訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
59,450	令和7年度～11年度					59,450

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市湯谷荘の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市湯谷荘の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者を公募し、鳥取市湯谷荘の管理運営を令和7年度から5年間委託する。
 指定管理者が行う業務の範囲は、以下のとおり。
 1. 施設、設備の維持管理に関する業務（施設の清掃、保安警備、保守管理等）
 2. 温泉利用に関する業務（受付、料金徴収、各種案内）
 3. その他、施設の管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組】

現指定管理者	株式会社風土資産研究会（指名）
前回債務負担額	令和6年度 10,756千円
指定管理料	R6 10,756千円

【今後の取組】

- 9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。
1. 公募を実施。
 2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選考。
 3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
 4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
 5. 3月中に基本協定書の締結。
 6. 令和7年4月1日より管理開始。